

地域生活支援拠点等への登録により算定が可能となる加算

機能	対象サービス種別	加算名	単位数	概要（算定要件の詳細は留意事項通知を参照）
相 談				
	計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回	緊急支援が必要な事態が生じた者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整を行った場合に算定（利用者1人につき1月に4回が限度）
緊急時の受入・対応				
	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	緊急時対応加算	100単位/回 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日	個別支援計画に位置付けられていない訪問系サービスを、利用者又はその家族等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定（月2回が限度）
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型	緊急時受入加算	100単位/日	平時からの関係機関との連絡調整に従事する者を配置する事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に算定
	短期入所 重度障害者等包括支援	地域生活支援拠点等である場合の加算	+100単位/日（地域生活支援拠点等の場合） +200単位/日（連携担当者を置き医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者を支援した場合、更に加算）	短期入所のサービス利用の開始日に算定（緊急時の受入に限らない）
	自立生活援助 重度障害者等包括支援	緊急時支援加算（1）	711単位/日 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日	緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定
	地域定着支援	緊急時支援費（1）	734単位/日 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日	緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定

機能	対象サービス種別	加算名	単位数	概要（算定要件の詳細は留意事項通知を参照）	
体験の機会・場の提供					
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型	障害福祉サービスの体験利用支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ・初日から5日目まで 500単位/日 ・6日目から15日目まで 250単位/日 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日 	利用者の障害福祉サービスの体験利用に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助や利用日における昼間の介護等を行った場合に算定（15日が限度）	
	施設入所支援	地域移行促進加算（Ⅰ）	120単位/日	施設障害福祉サービス計画に基づき、施設利用者の体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定	
		地域移行促進加算（Ⅱ）	60単位/日	入所者に対して、指定障害者支援施設の職員が同行した上で、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に算定（1月につき3回が限度）	
	地域移行支援	障害福祉サービスの体験利用加算	<ul style="list-style-type: none"> ・初日から5日目まで 500単位/日 ・6日目から15日目まで 250単位/日 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日 	障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に算定（15日が限度）	
		体験宿泊加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> 300単位/日 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日 	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日が限度）	
		体験宿泊加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> 700単位/日 ※地域生活支援拠点等で連携担当者を配置 +50単位/日 	夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定（Ⅰ）及び（Ⅱ）を合計して15日が限度）	
	専門的人材の養成・確保 地域の体制づくり				
		計画相談支援 障害児相談支援	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/回	支援が困難な利用者に対して、相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要な説明及び指導等の支援を共同で実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に算定（月1回が限度）